

# 令和2年改正個人情報保護法 政令・規則の概要

テーマ	法改正の内容	政令・規則案の内容
漏えい等報告・本人通知	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>報告対象</b>：①要配慮個人情報、②財産的被害が発生するおそれがある場合、③不正アクセス等故意によるもの、④1,000人を超える漏えい等を報告対象とする</li> <li>● <b>委員会への報告</b>：速報と確報の二段階。事態の発生を認識した後、速やかに速報を求めるとともに、30日（上記③の場合は60日）以内に確報を求める</li> </ul>
仮名加工情報	「仮名加工情報」を創設し、内部分析等を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>加工基準</b>：①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等 の削除・置換を求める</li> </ul>
個人関連情報	提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>提供元における本人同意の確認方法</b>：提供先から申告を受ける方法等とする</li> <li>● <b>提供元における記録義務</b>：①提供年月日、②第三者の氏名等、③個人関連情報の項目等を記録させ、原則3年の保存を求める</li> </ul>
越境移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人への情報提供を求める</li> <li>● 体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>同意取得時に本人に提供すべき情報</b>：①移転先の所在国名、②適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③移転先が講ずる措置について情報提供を求める</li> <li>● <b>移転元が講ずべき「必要な措置」</b>：①移転先における個人データの取扱い状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求める</li> </ul>
法定公表事項	— (制度改正大綱に記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>公表事項</b>：安全管理のために講じた措置を追加 (ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外)</li> </ul>

※ その他、開示方法、オプトアウト届出事項、申請手続き、届出等様式や権限委任規定等の所要の改正を実施